
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりであります。

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第8号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第8号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第8号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第8回目の補正予算で、歳入、歳出ともに7,853万円を追加し、予算総額71億8,543万円とするもののほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正であります。

今回の補正の要因は、国の補正予算によるもの、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するものなどです。

審査に当たり、まず総務課長などから、概要書、事項別明細書により説明を受け、その後、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容等について報告します。

まず、議案書29ページの、第2表 繰越明許費の設定です。

地方創生拠点整備交付金事業として、上名寄集住化住宅等整備事業費1億2,130万円を平成29年度に繰り越しして実施するもののほか、個人番号カード交付事業を繰越明許費として予算に定めるものです。

次に、議案書30ページの、第4表 地方債補正です。

上名寄集住化住宅等整備事業債6,000万円を追加するもののほか、事務事業の確定に伴い変更するものです。

次に、歳出ですが、事項別明細書14ページからの民生費と18ページからの衛生費で、福祉施設等の人員不足など諸般の事情に係わる賃金、共済費の減額であります。課題が多岐にわたり複雑化する中であっても、福祉施設等の人員、人材確保は社会福祉の基盤となるものであり、施策の融合を図るなど、総合的な人員、人材確保政策を推進する必要があります。

次に、事項別明細書18ページの衛生費の保健衛生費で、病院事業運営補助金として4,700万円が計上されております。当初予算を含め病院事業運営補助の総額は2億8,100万円となります。

次に、19、20ページの農林業費の農業振興費で、上名寄集住化住宅等整備に係る設計委託料、工事請負費で、その他の事業の執行残を差し引き、1億2,038万円が計上されております。上名寄12線に集住化住宅1棟4戸、さらに農業用研修道場整備として、圃場、ハウス2棟、耕運機等を整備するものです。

担当課長などから、「集住化住宅は全体 8 戸の計画で、うち 4 戸の整備を先立って行うものである。11 月入居を予定している。2 戸は新規就農希望者用、残りは高齢者離農者用として予定している。上名寄 16 線の集住化計画については、付近公住や教員住宅等の組合せの中で検討していきたい。入居者については、新年度に入ってから意向等を把握していきたい。管理運営は、町、農協、農家の方々と協議をしていきたい。」などの説明がありました。

委員から、「入居者の意向把握と管理運営について早期に検討すべきである。」などの意見がありました。

次に、24 ページの商工労働費の商工振興費で、宿泊研修交流施設運営調査委託料で 56 万円減額計上されております。

担当課長から、「本施設は公の施設となる。管理運営については当面直営で行うが、その後は指定管理も考えている。フロント業務は嘱託職員か臨時職員で行い、その他業務は委託する。」などの説明がありました。

委員から、「議会の附帯決議を尊重するとともに、管理運営方針を早期に確定すべきである。」などの意見が出されました。

次に、26 ページの土木費の道路橋梁河川費で、町道除排雪委託料などで 1,260 万円が計上されております。

除雪は今年度から民間委託で行っており、総務課長などから、「委託料の総額は当初予算を含め約 5,260 万円となる。昨年度の直営による除雪経費の実績額が約 6,100 万円である。」などの説明がありました。

次に、27 ページの住宅都市計画総務費で、まちおこしセンター運営協議会委員報酬 13 万円皆減計上されております。

担当課長などから、「所管が環境未来都市推進課に替わった。運営方法などについて、タウンプロモーション推進部、産業連携会議などで議論していきたい。」などの説明がありました。

委員から、「管理は入居事業者だけで行うのではなく、運営方法も入居団体と広く一般の参加を得て、議論を求めた中での予算計上にもかかわらず、予算皆減は議会意向が反映されていないものである。また、所管替による予算措置等連携が十分とはいえない。」との意見が出されました。

次に、歳入です。前に戻りまして 3 ページです。

地方交付税の特別交付税で 1,500 万円が計上されております。平成 28 年度の特別交付税総額は 1 億 8,500 万円となります。

次に、7 ページの財産収入の生産物売払収入で、農産物加工生産品売払収入 1,346 万円減額計上されています。

担当課長などから、「当初の販売計画からすると、町内で 67%、町外で 50%の売上にとどまった。トマトジュースブームのピークが去り、思うように売上げが伸びない状況下にある。」「町民還元事業については、9 月頃、トマトジュース製造 30 周年記念事業として企画し、現在まで 10,900 本をサービス品として提供している。」との説明がありました。

委員から、「議会への説明があつてしかるべきでなかったか。」「在庫管理を適切に行う必要がある。」「30 年間積み上げてきた成果と現実的な状況を踏まえ、今後のあり方を明

確にしていく必要がある。」などの意見がありました。

次に、8 ページ、寄附金で、ふるさと納税関係寄附 807 万円減額計上されています。

担当課長などから、「28 年度の実績見込みは 1,517 件で約 2,117 万円、27 年度の実績は 3,008 件で約 4,534 万円、寄附額が昨年度から減少した要因は分析していない。」との説明がありました。

委員から、「創意工夫をしながら制度を有効に活用し、効果が一層発現されるよう取組を進めるべきである。」などの意見がありました。

また、今補正予算の全体を通して、補正増額した科目での補正減額計上が多々見受けられます。予算計上に当たっての精査が不十分であり、今後の予算計上に当たっては、十分留意するよう申し添えるものであります。

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 8 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第14号「平成28年度下川町病院事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第14号 平成28年度下川町病院事業会計補正予算（第4号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第4回目の補正予算で、病院事業収益を4,180万円減額し、収入総額を5億215万円とし、支出では、病院事業費用を2,110万円減額し、支出総額を5億5,385万円とするものです。

審査に当たり、まず担当課長などから、予算概要書、予算説明書により説明を受けました。

補正の概要は、支出では、医業費用で、看護師、嘱託看護補助員の退職者に伴う給与費等2,110万円を減額するものです。

収入では、医業収益で、入院・外来患者の減少等により8,880万円の減額、医業外収益で、一般会計からの補助金4,700万円を増額するものです。

以上、当委員会としては、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 14 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 議案第 22 号「下川町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 22 号 下川町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は先般、議案第 3 号 下川町税条例等の一部を改正する条例として提出させていただきましたが、その内容に瑕疵があり、議案を撤回させていただいたところであります。

この度、内容を精査し、再度提案させていただきますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

本件につきましては、議会審議に停滞を招くこととなり、心よりお詫び申し上げます。

訂正内容の詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 議案第 22 号 下川町税条例等の一部を改正する条例につきまして、議案書にて、先般、御指摘、御質問をいただきました点につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

議案書 73 ページでございます。

第 2 条、見出しの部分でございます。「下川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」について、「等」の文字がいないのではないかと御指摘だったと思っております。

これにつきましては、平成 28 年 4 月の臨時会において、条建てで改正したものでございます。御指摘のとおり、「等」を除く方法もございますが、今回この改正条例がまだ未施行なものでありまして、条建てした一括の条例と示すものとして「等」を入れて、今回は変更してございません。

また、第 2 条でございますけれども、精査をいたしました結果、「下川町税条例等の一部を改正する条例」…これ前回ですね、この「一部を」の「を」が抜けておりましたので今回追記させてもらっております。

また、後段部分、前回「平成 28 年 4 月 26 日条例」というふうに記載しておりましたが、御指摘のとおり「平成 28 年下川町条例」とすべきであると考えますので、修正をしたと

ころでございます。

さらに精査をいたしましたところ、次にあります「下川町税条例の一部改正」と括弧でありますが、これにつきましても、前回「下川町税条例の一部を改正する条例」と付してございましたけれども、今回「下川町税条例の一部改正」と付すことが妥当だと判断いたしましたして、修正をしてございます。

議案書 74 ページ、75 ページ、76 ページでございます。

これは附則第 16 条の 2 項、3 項、4 項につきまして、前回、議案書と新旧対照表の金額に違いがあるというふうに御指摘を受けました。

御指摘のとおり、表の右側の欄の金額が、改正前、改正後いずれも金額に動きがありました。修正をさせていただきたいと思えます。なお、御手元に下川町税条例の比較表を記載してございますので、金額については御参照いただきたいというふうに思えます。

議案書の 75 ページです。

附則第 16 条の 4 項の表以外の部分の中で改める部分でございますが、「の種別割税」を削りとなっておりますけれども、この「税」がいらぬのではないかという御指摘がございました。

これにつきましては、平成 28 年 4 月の改正時の内容から、今回「の種別割税」と入れて削ることが正しいというふうに判断しておりますので、変更はいたしておりません。

以上、御指摘、御質問いただいた点、並びに修正をさせていただきました内容について説明をさせていただきますが、この度は条例の内容に誤記がありまして、議員の皆様の審議に多大なる御迷惑をお掛けいたしました。担当といたしまして大変申し訳ないことと感じております。心からお詫び申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、3月14日、午前9時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認め、3月14日、午前9時まで休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午前9時21分 散会